助産師・看護師 奨学金貸与のしおり



稲城市では、看護師及び助産師(以下「看護師等」といいます。)を養成する学校等に在学する方に奨学金を貸与します。

奨学金は、「稲城市病院事業看護職員奨学金貸与規程」及び「稲城市病院事業看護職員奨学金貸与に関する要綱」に基づき、看護師等を養成する学校等に在学する方に貸与するものです。

貸与を希望される方は、卒業後に貸与額分を返還する必要がありますので、返還の負担等を考慮したうえで、申請するかどうか決めてください。また、申請する前に病院見学にお越いただき、看護部の方針や新人の研修制度などの説明を必ず受けてください。

*返還を免除する規定もあります。

奨学金の貸与は、審査のうえ決定します。<u>申請された方全員が貸与さ</u>れるわけではありませんので、ご了承ください。

その他詳細については、下記までお問い合わせください。

【問合せ・書類提出先】

T206-0801

東京都稲城市大丸 1171 番地 稲城市立病院 管理課 庶務係

TEL: 042-377-0931(代)

FAX: 042-379-1310

E - Mail: info@hospital.inagi.tokyo.jp

稲城市立病院

I. 対象者

奨学金の申請ができるのは、次の条件をすべて満たす方です。

- (1) 学校等を卒業後、当院の看護師等として業務に従事する意思がある者
- (2) 身元が確実で、心身ともに健康、品行方正な者
- (3) 学業成績が良好な者
- (4) 採用時に 40 歳以下の者

Ⅱ.申請手続

奨学金を申請する場合は、次の書類を提出してください。 また、必ず事前に病院見学にお越しください。

- (1) 奨学金貸与申請書(様式第1号)
- (2)誓約書(様式第2号)
- (3) 履歴書(顔写真貼付、A3サイズ)
- (4)「稲城市病院事業看護職員奨学金貸与規程」第2条に規定する学校等(以下「看護学校等」という)の入学証明書又は在学証明書
- (5) 戸籍抄本
- (6) 健康診断の結果の記録
- (7) 前年度の成績証明書(1年生は不要)

Ⅲ. 貸与月額、期間等

- (1) 奨学金の貸与額 原則、月額 50,000円(上限)
- (2) 貸与期間は、稲城市病院事業管理者が認定した月から正規の修業課程を終了するまでの期間です。
 - *休学又は停学等が生じた場合、貸与は停止となります。
 - *退学又は辞退をした場合は、貸与は中止となります。
- (3) 貸与方法

原則として毎月末までに当該月分を申請者本人の名義の口座に振り込みます。

Ⅳ. 貸与の決定

申請書類による選考及び面接を行い、貸与の可否に関らず申請者に結果を通知します。 貸与の決定通知を受けた者は、保証書と奨学金振込依頼書を提出してください。

*貸与の決定後、連帯保証人についての書類(保証書)が必要となりますので、あらかじめ2名決めておくことをお勧めします。

《連帯保証人の要件及び提出書類》

- (1) 独立して生計を営んでいること。または相当の資産を有すること。
- (2) 貸与される方の配偶者ではない方。(婚姻する予定の方も避けてください。)



- (3) 貸与者が未成年の場合は、連帯保証人のうち1名は必ず法定代理人(親権者など) としてください。また、他の1名は親権者以外の方としてください。
- (4) 貸与者と同一生計(同一住所を含みます。)を営んでいないこと。ただし、(3) の 法定代理人の連帯保証人は除きます。
- (5) 提出書類:保証書及び連帯保証人の印鑑登録証明書各1部

V. 奨学金の返還、返還猶予及び返還免除

①奨学金の返還

奨学金は貸与を受けなくなった月から、貸与された総額に達するまで毎月5万円ずつ、月末までに返還しなければなりません。ただし、一括で全額返還したり、繰り上げて返還したりすることもできます。

奨学金は原則として無利子です。ただし、納入期限を過ぎた返還すべき額については、返還までの期間に応じて年7.3%の割合で計算した延滞利子が加算されます。また、連帯保証人への督促、催告などを行うことがあります。

②奨学金の返還猶予

災害、疾病その他やむを得ない事由があるときは返還を猶予します。

③奨学金の返還免除

次の事由に該当するときは、奨学金返還免除申請書を提出していただくことにより、 返還を免除します。

- (1) 奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき。
- (2) 当院に看護師等として勤務した場合、勤務期間に応じて貸与額の全額又は一部が免除となります。
- (例) 3年間貸与を受けた場合、在学中、月5万円3年間(36月)で合計 180万円が 貸与されます。

卒業直後、稲城市立病院に勤務するとその期間に応じて、

- (1) 勤務期間1年で退職した場合 5万円×12月=60万円が返還免除となり、残り120万円について退職した翌月から、毎月5万円ずつ返還していただきます。
- (2) 勤務期間3年で退職した場合 5万円×36 月=180 万円が返還免除となり、 返還する額はありません。

VI. その他

(1) 住所変更等の報告

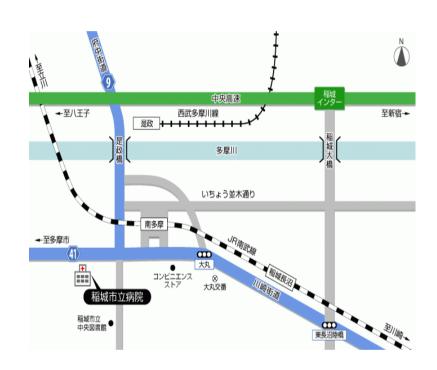
奨学金の貸与を受けている者又は連帯保証人の氏名、住所等が変更になった時は 速やかに管理課庶務係へ連絡してください。

(2) 卒業時の報告

看護学校等を卒業したときは、卒業報告書に卒業証明書を添えて提出 していただきます。







く交通のご案内>

電車: JR南武線 南多摩駅から 徒歩8分

京王線相模原線 稲城駅から バス10分

バス:京王相模原線稲城駅から稲城市立病院行き(小田急)

稲城循環バス(あいバス)

